

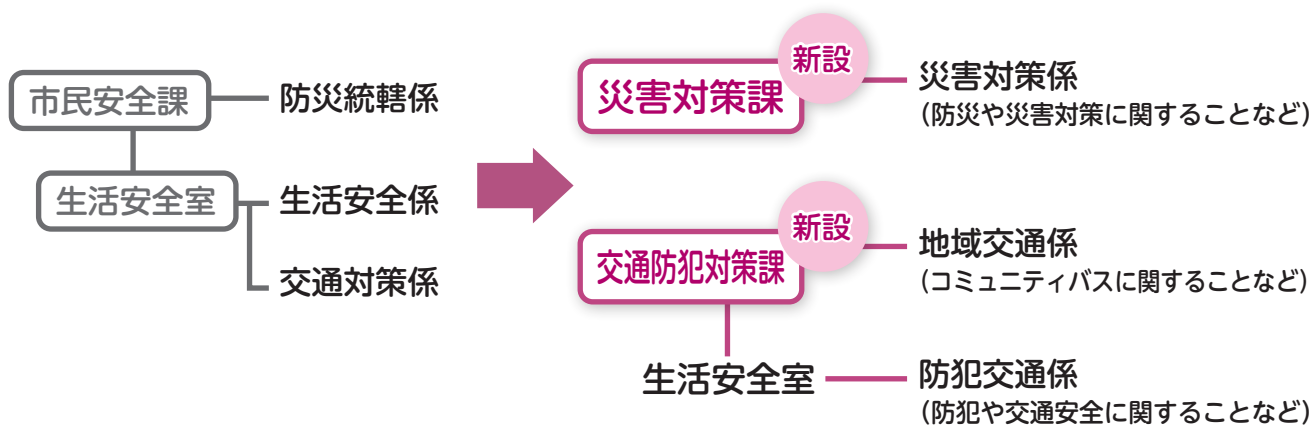


# 4月から市役所の組織が変わります

市民のみなさんの生活をより良いものにするため、組織を改編します。  
主な変更点は下記のとおりですので、お知らせします。

問合せ＝企画政策課（内線 241）

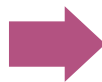
## 防災対策とコミュニティバスなどの公共交通の充実を図るための組織を創設します



## ■ 後期高齢者医療保険からのお知らせ

【保険料率・賦課限度額が変わります】 法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます。

（現行）令和4・5年度	
・均等割額	50,500円
・所得割率	9.93%
・一人当たり上限	66万円



（改正後）令和6・7年度	
・均等割額	51,500円
・所得割率	10.55% <sup>*1</sup>
・一人当たり上限	80万円 <sup>*2</sup>

<sup>\*1</sup> 基礎控除後の所得58万円以下の被保険者は10.06%（令和6年度のみ）。

<sup>\*2</sup> 障害認定を除いて、令和6年4月1日以降に資格取得した被保険者以外等は73万円（令和6年度のみ）。

【保険料の均等割額軽減額が変わります】

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額 <sup>*1</sup>
令和6・7年度	
7割	43万円＋「10万円×（年金・給与所得者の数 <sup>*2</sup> －1）」を超えない世帯
5割	43万円＋「29.5万円 <sup>*3</sup> ×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数 <sup>*2</sup> －1）」を超えない世帯
2割	43万円＋「54.5万円 <sup>*4</sup> ×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数 <sup>*2</sup> －1）」を超えない世帯

<sup>\*1</sup> 軽減の基準となる「10万円×（年金・給与所得者の数<sup>\*2</sup>－1）」は、世帯主および同一世帯の被保険者に年金・給与所得者が2人以上いる場合に計算されます。

<sup>\*2</sup> 以下のいずれかの条件を満たす人のことを指します。

- ・給与収入が55.1万円超の人
- ・令和6年1月1日時点で65歳以上かつ公的年金等の収入金額が125万円超の人
- ・令和6年1月1日時点で65歳未満かつ公的年金等の収入金額が60万円超の人

<sup>\*3</sup> 変更前：29万円

<sup>\*4</sup> 変更前：53.5万円

※後期高齢者医療制度は、みなさんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

問合せ＝保険年金課 医療係（内線 327・328）

## 奈良税務署からのお知らせ ～源泉徴収義務者のみなさんへ 所得税の定額減税について～

令和6年6月以降に給与支払者（源泉徴収義務者）のみなさんに行っていた定額減税制度の詳しい情報、Q&A、定額減税説明会の日程などが国税庁ホームページの「定額減税特設サイト <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>」に掲載されていますので、ぜひご覧ください。

問合せ＝奈良税務署（☎0742-26-1201）

特設サイトはこちら▶

